

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令案について（概要）

令和 5 年 9 月  
厚生労働省  
こども家庭庁

## 1. 改正の趣旨

- 保険医療機関・保険薬局の療養の給付又は公費負担医療に関する費用の請求については、
  - ・ 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により行うこととされ（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和 51 年厚生省令第 36 号。以下「請求命令」という。）第 1 条第 1 項）、
  - ・ レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関・保険薬局及び保険医療機関である診療所・保険薬局のうち電子請求の義務化時点において常勤の保険医・保険薬剤師の年齢が 65 歳以上であるものであってその旨を期日までに届け出たものは、書面による請求を行うことができるとされている（請求命令第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項）。
- また、介護サービス事業所・施設等の介護保険給付又は公費負担医療に関する費用の請求については、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により行うこととされている（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令（平成 12 年厚生省令第 20 号。以下「介護請求命令」という。）第 2 条）。
- 今般、これらの療養の給付に関する費用の請求方法等について、「オンライン請求の割合を 100% に近づけていくためのロードマップ」（令和 5 年 3 月 23 日社会保障審議会医療保険部会）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会）において見直しを行うとされたことを踏まえ、必要な改正を行うもの。

## 2. 改正の概要

- (1) フレキシブルディスク等の記録媒体を指定する規定の見直し  
請求命令及び介護請求命令において「光ディスク等」に含まれるものとして特定の媒体名によって規定していた「フレキシブルディスク」を削除する。
- (2) 請求命令に規定する請求方法の見直し
  - 光ディスク等を用いた請求について、
    - ① 療養の給付等に関する費用の請求方法（請求命令第 1 条）から削除する。
    - ② 令和 6 年 3 月 31 日以前の直近の療養の給付等に関する費用の請求を光ディスク等を用いて行った保険医療機関・保険薬局は、令和 6 年 9 月 30 日までの間、光ディスク等を用いた請求を行うことができることとする。

- ③ 令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間、②により療養の給付等に関する費用の請求を光ディスク等を用いて行った保険医療機関・保険薬局のうち、電子情報処理組織の使用による請求に移行するための計画とともに、光ディスク等を用いて請求を行う旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、届出を行うたびに、一年間に限り、光ディスク等を用いた請求を継続することができることとする。

○ 書面による請求について、

- ① 療養の給付等の請求の特例（請求命令第5条及び第6条）を削除する。
- ② 令和6年3月31日以前の直近の療養の給付等に関する費用の請求を書面により行った保険医療機関・保険薬局は、レセプトコンピュータを使用していない旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たものに限り、書面による請求を行うことができることとする。
- ③ 令和6年3月31日以前の直近の療養の給付等に関する費用の請求を書面により行った保険医療機関・保険薬局のうち、表の左欄の保険医療機関・保険薬局において診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の生年月日が、同表の右欄の日以前である旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができることとする。

レセプトコンピュータを使用している薬局	昭和19年4月1日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。）	昭和20年7月1日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。）	昭和21年4月1日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

※ ③の届出を行った保険医療機関・保険薬局であって、生年月日が表の右欄の日より後である常勤の保険医・保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなった場合は、速やかに審査支払機関に届け出なければならないこととする。届出を行った保険医療機関・保険薬局は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、書面による請求を行うことができることとする。

(3) その他

- その他所要の改正を行う。

**3. 根拠条項**

- 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第6項（第85条第9項、第85条の2第5項、第86条第4項、第110条第7項及び第149条において準用する場合を含む。）
- 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第12項、第42条の2第10項、第46条第8項、第48条第8項、第51条の3第9項、第53条第8項、第54条の2第10項、第58条第8項及び第61条の3第9項 等

#### 4. 施行期日等

- 公布日：令和5年10月下旬（予定）
- 施行期日：（1）公布日、（2）令和6年4月1日